
環境事業概要

令和元年度
(平成 30 年度実績報告書)

藤岡市役所
市民環境部 環境課

目 次

I	藤岡市の概況	
1	位置・面積・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	地形・水系・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	人口及び世帯数・・・・・・・・・・	1
4	気 象・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	産 業・・・・・・・・・・・・・・・・	2
II	藤岡市環境審議会	
1	藤岡市環境審議会・・・・・・・・	3
III	地球温暖化対策	
1	藤岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）・・	4
2	グリーンカーテンの推進・・・・・・・・	7
3	レジ袋と食品ロスの削減・・・・・・・・	7
4	第一種特定製品の適正管理・・・・・・・・	8
5	再生可能エネルギーの導入推進・・	8
IV	環 境 保 全	
1	不法投棄対策・・・・・・・・	11
2	環境美化活動の推進・・・・・・・・	12
3	公害苦情処理・・・・・・・・	13
4	大気関係・・・・・・・・	14
5	騒音・振動関係・・・・・・・・	18
6	水 質 関 係・・・・・・・・	23
7	悪 臭 関 係・・・・・・・・	27
8	有害化学物質・・・・・・・・	29
9	公害防止施設整備資金・・・・・・・・	30
10	環境保全協定・・・・・・・・	30
V	環 境 衛 生	
1	狂犬病の予防・・・・・・・・	32
2	スズメバチ駆除費補助事業・・・・・・・・	33
3	墓地・納骨堂等の経営等の許可等・・	34
4	飲料水の衛生管理・・・・・・・・	35
VI	第3次藤岡市環境基本計画（平成31年3月策定）	
1	計画の概要・・・・・・・・	37
2	計画期間と計画の見直し・・・・・・・・	37
3	望ましい環境像、5つの基本目標、基本施策・・	37
4	環境基本計画の目標指標・・・・・・・・	38

I 藤岡市の概況

1 位置・面積

本市は群馬県の南西部に位置し、東は埼玉県上里町・神川町、西は高崎市（旧吉井町）・甘楽町、南は神流町、埼玉県秩父市、北は高崎市（旧新町）、玉村町と隣接し、総面積は平成 18 年 1 月 1 日に鬼石町と合併し 180.29k m²となりました。

また、市内には関越自動車道や上信越自動車道が通っており、都内から藤岡インターチェンジまでは約 1 時間で結ばれています。

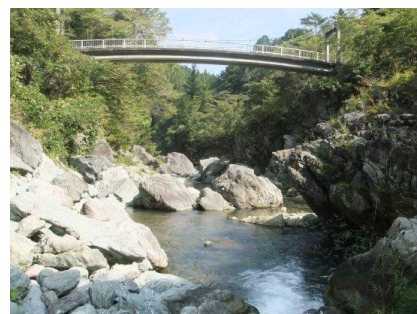


資料 第5次総合計画

2 地形・水系

本市は関東平野の北西に位置し、市街地や農地のほとんどは標高 80～100mの平坦地に分布しています。また、市南部から南西部にかけては秩父山地に続く山岳部で、市内の標高分布は、烏川河床の 57mから赤久縄山の 1,522mに及んでいます。

また、市内には利根川水系である鮎川、鐺川、烏川、神流川の一級河川が流れ、最南部には首都圏の水瓶である下久保ダムがあり、緑と清流に恵まれた山村都市です。



国指定名勝及び天然記念物三波石峡

3 人口及び世帯

人口は減少傾向にある一方で世帯数は増加傾向にあります。

〔表〕人口及び世帯数の推移（各年度 4 月 1 日現在）

年度	人口（総数）	人口（男）	人口（女）	世帯数	1世帯当たりの 人 員	人口密度
H27	67,596 人	33,197 人	34,399 人	26,573	2.54	375.3
H28	67,001 人	32,862 人	34,139 人	26,841	2.50	371.6
H29	66,564 人	32,652 人	33,912 人	27,099	2.46	369.2
H30	65,984 人	32,383 人	33,601 人	26,861	2.42	366.0
H31	65,531 人	32,159 人	33,372 人	27,534	2.38	363.5

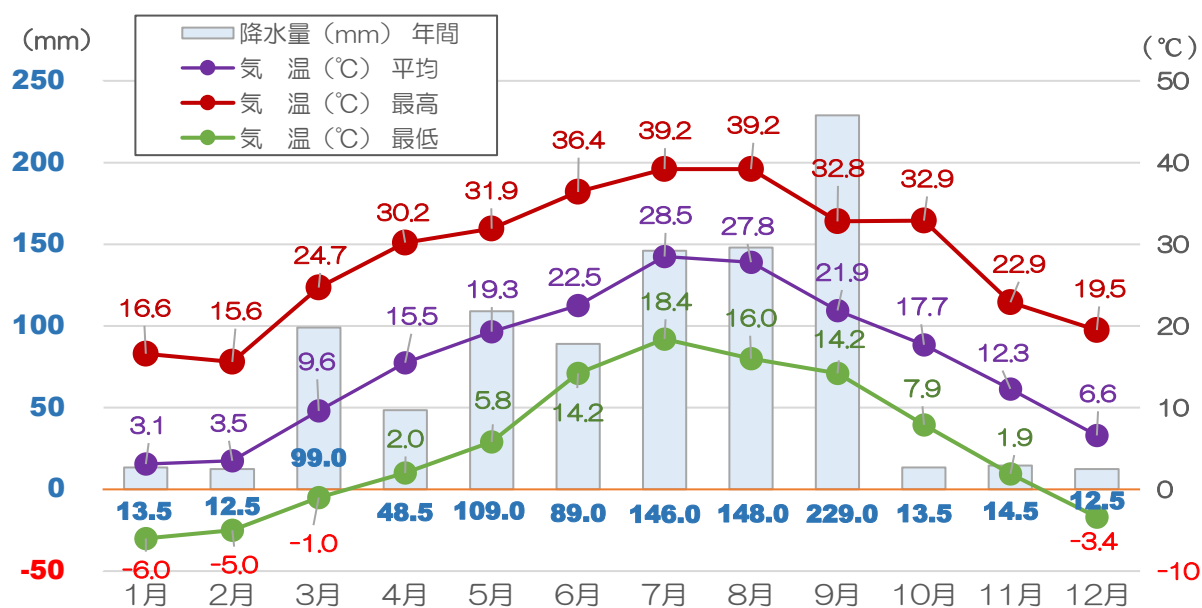
※人口：外国人を含む

《資料：藤岡市統計書》

4 気 象

本市は内陸に位置するため、夏期と冬期で気温の変動が大きいことが特徴となっており、夏期には最高気温が 35℃を越す猛暑日が続くことがある一方で冬期には最低気温が氷点下に達することがあります。

〔図〕 気温降水量の月別変動（平成 30 年）



《資料：藤岡市統計書》

5 産 業

農業・・・農家数 1,798 戸 経営耕地面積 1,067ha 《H27.2.1 農林業センサス》

工業・・・事業所数（従業員 4 人以上）205 事業所 《H29. 6.1 工業統計調査》

商業・・・店舗数 557 店 《H26.7.1 商業統計調査》

林業・・・総土地面積 18,029ha 林野面積 10,483ha 森林率 58.1%

《H27 農林業センサス》

Ⅱ 藤岡市環境審議会

1 藤岡市環境審議会

藤岡市環境審議会は、良好な環境の保全及び創造を図るための推進体制として、藤岡市環境基本条例第 17 条の規定に基づき設置された機関です。

審議会では、市長の諮問に応じ藤岡市環境基本条例第 4 条に規定する施策の策定に関することや、良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項に関することについて調査・審議し、市長へ答申する役割を担っています。

〔表〕藤岡市環境審議会委員名簿

令和元年6月1日現在（敬称略）

任期2年：H30.6.1～R2.5.31

	所 属 機 関 等	氏 名
学識経験者	医学博士	はら よしひこ 原 善彦
	群馬医療福祉大学看護学部看護学科 准教授	げんない かすこ 源内 和子
	高崎経済大学地域政策学部地域づくり学科 教授	いいじま あきひろ 飯島 明宏
市民及び各種団体を代表する者	藤岡市区長会	あきば まさみち 秋葉 正道
	藤岡市連合婦人会	そめや 染谷さかえ
	藤岡市商工会議所 青年部	くりはら だいすけ 栗原 大輔
	藤岡市健康推進員協議会	かんだ こ 神田 ちづ子
	藤岡青年経営者協議会	うらべ まさひと 浦部 雅仁
	藤岡労働基準協会	いしざき かつひろ 石崎 勝宥
	公益社団法人群馬県環境資源創生協会藤岡支部	せきぐち たかひさ 関口 貴久
	カワゲラの会	かけがわ ゆうこ 掛川 優子
	宮本生活学校	ふくしま てるえ 福島 瑩江
	群馬県環境アドバイザー藤岡ブロック	むとう くにひろ 武藤 国浩
	日野ホタルの会	ふくだ かすお 福田 一男
事業者	市光工業株式会社 藤岡製造所	みねざし りゅうじ 峯岸 竜二
	株式会社 塚本工務店	つかもと さだお 塚本 定夫
	生活協同組合コープぐんま	はりや つとむ 針谷 勉
行政機関	群馬県西部森林環境事務所	かんべ ひろき 神戸 洋起
	藤岡市小中学校校長会	みやざわ かつみ 宮澤 克己

※環境審議会は、平成8年4月1日に設置

Ⅲ 地球温暖化対策

1 藤岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条の規定に基づき、本市の事務事業に関し、自らが事業者・消費者として温室効果ガスの排出抑制等に取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図ると共に、市の率先的な取り組みを市民及び事業者へ示すことによって、普及啓発を行うことを目的とします。

（１）温室効果ガスの排出状況（CO₂換算）

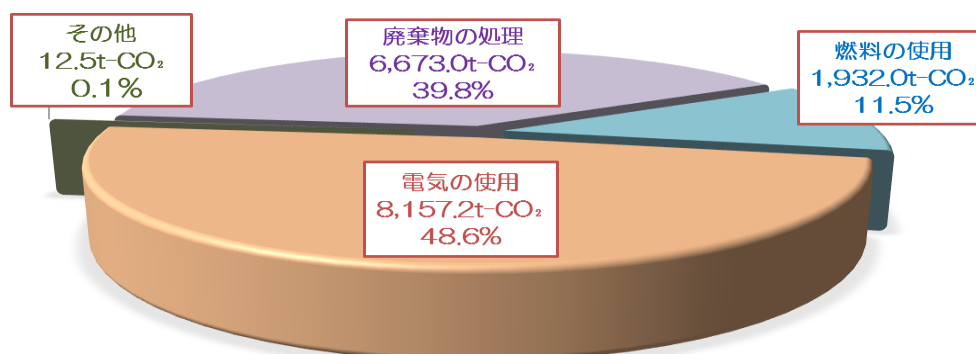
継続した節電、省エネ対策により電気及び燃料の使用に伴う温室効果ガスの排出は減少しましたが、清掃センターへ排出される一般廃棄物とそれに含まれる廃プラスチックが増加したことにより基準年度比 0.5%増加し、目標である基準年度比△2.0%に至りませんでした。

〔表〕各年度における温室効果ガスの排出状況（各年度）（単位：kg-CO₂）

項目		年度	H27 (基準年度)	H29	H30	H30 対 H27 年比
燃料の使用	ガソリン		181,231	192,193	196,140	8.2%
	灯油		515,149	549,466	596,277	15.7%
	軽油		133,657	149,954	127,430	-4.7%
	A 重油		372,896	84,010	15,718	-95.8%
	液化石油ガス		144,852	303,207	389,481	168.9%
	都市ガス		719,983	654,260	606,967	-15.7%
電気の使用			8,706,624	8,224,879	8,157,204	-6.3%
自動車の走行			8,492	8,690	9,263	9.1%
カーエアコンの使用			3,175	3,289	3,218	1.4%
麻酔ガスの使用			0	0	0	—
一般廃棄物の焼却			434,007	445,425	449,054	3.5%
廃プラスチックの焼却			5,470,750	6,695,090	6,224,190	13.8%
計			16,690,816	17,310,463	16,774,942	0.5%
対基準年度比			-	3.7%	0.5%	
目標値			-	16,523,908	16,357,000	
削減率（目標）			-	△1.00%	△2.00%	

* CO₂,CH₄,N₂O,HFC

〔図〕原因活動別の排出状況（平成 30 年度）



(2) 温室効果ガス以外の環境負荷状況

水を効率的に利用することは、上水道を利用するために必要となる浄水場におけるエネルギー使用量の削減に繋がります。また、事務で使用する用紙の削減に関しては、二酸化炭素の吸収源である森林資源の保全、廃棄物の削減の観点からも重要な取組です。

〔表〕上水道使用量の状況（各年度）

（単位：m³）

区分 \ 年度	H27 (基準年度)	H29	H30
企 画 部	7,681	8,387	7,829
総 務 部	233	276	287
市民環境部	24,364	27,747	30,993
健康福祉部	38,666	24,350	27,781
経 済 部	5,965	4,859	5,054
都市建設部	32,148	34,319	28,158
鬼石総合支所	5,573	4,907	4,378
上下水道部	0	0	0
教育委員会	81,874	78,413	78,006
鬼石病院＋老健	18,751	19,124	22,616
合 計	215,255	202,382	205,102
対基準年度比	—	▲5.98%	▲4.72%

〔表〕用紙使用量の状況（各年度）

（単位：千枚）

区分 \ 年度	H27 (基準年度)	H29	H30
企 画 部	3,978.6	4,142.5	4,162.6
総 務 部	0	95.0	0
市民環境部	40.0	59.0	302.0
健康福祉部	747.7	638.8	587.3
経 済 部	0	0	0
都市建設部	418.5	48.5	24.0
鬼石総合支所	87.5	87.5	109.0
上下水道部	56.0	376.0	401.0
教育委員会	10,969.0	9,233.4	9,237.8
鬼石病院＋老健	470.3	471.0	435.0
合 計	16,767.6	15,151.7	15,258.7
対基準年度比	—	▲9.64%	▲9.00%

(3) グリーン購入の推進

「環境物品等の調達の推進等に関する法律（通称：グリーン購入法）」の基づく、「藤岡市グリーン購入基本方針」を平成 25 年に策定し、環境配慮物品の購入を積極的に進めています。

① 対象範囲

市のすべての機関が行う物品等の購入を対象とします。

② 購入する物品等の選定基準

- ・環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- ・第三者機関の認定環境ラベルを取得したものを選択すること(エコマーク・グリーンマーク・国際エネルギースタープログラム等)。
- ・再生された素材や再使用された部品を多く使用していること。
- ・長期間の使用ができること。
- ・リサイクルが可能であること。
- ・廃棄するとき処理や処分が容易なこと。
- ・包装等が過剰でないこと。



(4) エネルギー使用の合理化

平成 22 年 4 月施行の「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下、「省エネ法」という。）により、特定事業者（1 年度間のエネルギー使用量（原油換算値）が 1,500kℓ 以上の事業者）は、中長期的にみてエネルギー使用に係る原単位を年平均 1 % 以上低減することが努力義務化されました。

本市の市長部局における事業（教育委員会を除く全ての施設(指定管理施設を含む)で行う事業）は、特定事業者として指定を受け、省エネ法の下、エネルギー（電気・燃料・熱）の使用の合理化に取り組んでいます。

〔表〕エネルギー使用量等（各年度）

年度			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
区分									
対象施設数		施設	167	168	169	172	174	169	164
エネルギー使用量		kℓ	4,788	4,508	4,219	4,233	4,242	4,086	4,091
エネルギー使用に係る原単位の対前年度比 (%)	市町村機関	%	98.5	80.1	91.1	99.5	100.5	99.6	99.5
	上水道業	%	103.5	100.7	97.4	102.9	101.0	99.3	98.6
	ごみ処分業	%	102.3	105.3	94.2	101.2	102.0	90.9	106.0
	一般病院	%	103.8	95.7	101.5	97.7	106.1	100.2	106.2
	公 園	%	92.3	98.8	96.8	98.9	103.1	92.5	98.7
	火 葬 業	%	95.7	104.5	101.1	95.6	99.6	101.8	97.5
	合 計	%	100.8	93.1	94.7	100.6	101.5	97.7	101.2

2 グリーンカーテンの推進

夏季の節電、省エネに繋がる取り組みとしてグリーンカーテンの設置を推進するため、平成23年度より本庁及び鬼石総合支所の窓口において市民向けに植物の種のほか、平成30年度から多年草の琉球朝顔の苗も配布しています。



庁舎内に設置したグリーンカーテン

〔表〕種の配布状況（各年度）

区分 \ 年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
あさがおの種（袋）	180	200	280	410	450	400	1,833
風船かずらの種（袋）	210	200	210	160	160	360	193
琉球朝顔の苗（鉢）	—	—	—	—	—	—	500

3 レジ袋と食品ロスの削減

ごみの減量化による地球温暖化防止に繋がる取り組みとして群馬県環境にやさしい買い物スタイル普及促進協議会と連携し、平成25年度より市内のスーパーなどの店頭においてレジ袋削減の啓発活動を実施しています。



店頭啓発の様子

また平成29年8月から始まった県による「ぐんまちゃんの食べきり協力店」の登録推進事業は、藤岡市においても飲食店や食料品小売店等から出る生ごみの減量及び食品ロスの削減に向けて、市民等へ推進啓発を図っています。

環境にやさしい買い物スタイル協力店（8店舗）

協力店名	(株)スーパー丸幸 藤岡宮本店、生活協同組合コープぐんま コープ藤岡店、(株)とりせん フィール藤岡店、(株)フレッセイ 藤岡店・鬼石店、(株)ベルク 大塚店、(株)ヤオコー 藤岡店、ユニー(株)ピアゴ藤岡店
------	--

〔表〕店頭啓発実施状況（各年度）

区分 \ 年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
実施回数（回）	1	3	2	3	6	3

〔表〕「ぐんまちゃんの食べきり協力店」市内登録店の状況（各年度）

区分 \ 年度	H29	H30
実施回数（回）	4	17

4 第一種特定製品の適正管理

オゾン層の保護及び地球温暖化防止のために施行された「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 27 年 4 月 1 日施工）」により、第一種特定製品（業務用エアコンディショナー及び冷凍・冷蔵機器）の管理者には、同製品に充てんされたフロン類（温室効果ガス）の漏えい防止や漏えい量の報告などが義務付けられることになりました。

〔表〕第一種特定製品の設置状況（各年度末現在）

年度		H27	H28	H29	H30
区分					
第一種 特定製品	空調機器	584 台	594 台	586 台	623 台
	冷凍・冷蔵機器	83 台	83 台	82 台	87 台
算定漏えい量（t-CO ₂ ）		6.0	18.8	0	1.67

5 再生可能エネルギーの導入推進

（１）太陽光発電

①住宅への太陽光発電の推進

藤岡市地域新エネルギービジョンに基づき、地球温暖化対策及び再生可能エネルギーの普及を図るため、平成 21 年度より住宅用太陽光発電システムを設置した市民に対し補助金を交付しています。



事業開始以降の最大出力の累計が 7.3MW となり年間約 3,578t-CO₂（1kw あたりの発電量を 1,000kwh とした場合）もの温室効果ガスの削減に繋がっています。

〔表〕住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付状況（各年度）

項目 年度	申請数	合 計 最大出力	平 均 最大出力	補助金交付額計	補助対象経費計
H21	118 件	432.3 kw	3.66 kw/件	27,890 千円	269,878 千円
H22	133 件	521.0 kw	3.92 kw/件	33,176 千円	289,772 千円
H23	345 件	1,468.6 kw	4.26 kw/件	88,130 千円	806,091 千円
H24	259 件	1,128.5 kw	4.36 kw/件	38,349 千円	523,001 千円
H25	236 件	1,072.3 kw	4.54 kw/件	35,567 千円	456,531 千円
H26	151 件	691.4 kw	4.58 kw/件	22,772 千円	278,784 千円
H27	96 件	442.3 kw	4.61 kw/件	7,118 千円	173,306 千円
H28	108 件	545.2 kw	5.05 kw/件	8,233 千円	200,666 千円
H29	90 件	474.2 kw	5.27 kw/件	6,996 千円	144,309 千円
H30	97 件	541.4 kw	5.58 kw/件	7,403 千円	155,976 千円
合計	1,663 件	7317.2 kw	4.40 kw/件	275,634 千円	3,298,314 千円

※H21～23 年度の補助単価は 1kw あたり 7 万円（上限 28 万円） *4kw

※H24～26 年度の補助単価は 1kw あたり 4 万円（上限 16 万円） *4kw

※H25～30 年度の補助単価は 1kw あたり 2 万円（上限 8 万円） *4kw

②市有施設への導入状況

小中学校などの市有施設の新設や改修の際に自家消費型の太陽光発電を導入しています。

また、平成 28 年度に完成した鬼石総合支所には災害対策として蓄電池を併設しています。



太陽光発電(鬼石総合支所)

〔表〕市有施設における太陽光発電の導入状況（平成 30 年度末現在）

	施設名	設置年度	出力 (kW)	付帯設備
1	日野小学校	H16	0.50	風力発電 (0.2kw) 併設
2	東中学校	H21	5.00	
3	神流小学校	H22	10.00	
4	鬼石小学校	H22	5.00	
5	鬼石北小学校	H22	5.00	
6	北中学校	H22	10.00	
7	総合学習センター	H22	10.00	
8	第一小学校	H24	10.00	
9	小野小学校	H24	10.00	
10	美九里東小学校	H24	10.00	
11	美九里西小学校	H24	10.00	
12	美土里小学校	H25	10.00	
13	平井小学校	H25	10.00	
14	鬼石総合支所	H27	10.00	蓄電池 (10kwh) 併設
15	鬼石中学校	H28	10.26	
16	小野中学校	H29	10.26	

〔表〕太陽光発電による発電状況及び温室効果ガス削減量（平成 30 年度末現在）

	施設名	最大出力計	出力*	CO ₂ 削減効果*
太陽光発電	16施設	136.02kw	172,114kw	95.5t-CO ₂

* 日野小学校の風力発電分は含まれていません

(2) 小水力発電

平成 25 年 4 月から新エネルギーの普及啓発のため、市内 2 箇所にマイクロ水力発電所を設置していましたが、平成 30 年度老朽化したため撤去しました。

設 置 発 電 所 名	撤去年月日
藤岡北高校マイクロ eco(エコ)水力発電所	平成 30 年 6 月 11 日
美土里堰農村公園マイクロ水力発電所	

3 電気自動車（EV）用急速充電器の設置

環境性能が高い次世代自動車を普及促進するため、「道の駅ふじおか（ららん藤岡）」と「道の駅おにし」に電気自動車（EV）用急速充電器を設置しています。

○道の駅ふじおか（藤岡市中 1131 番地 8）



稼働開始年月：平成 26 年 3 月
 利用時間：24 時間
 利用料金：1 回の充電（30 分又は 80%）
 につき 500 円
 定 休 日：年中無休
 定格出力：20kw（急速充電器）

○道の駅上州おにし（藤岡市譲原 1088 番地）



稼働開始年月：平成 26 年 3 月
 利用時間：24 時間
 利用料金：1 回の充電（30 分又は 80%）
 につき 500 円
 定 休 日：年中無休
 定格出力：20kw（急速充電器）

〔表〕急速充電器利用状況（各年度）

設置場所 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30
道の駅ふじおか(ららん藤岡)	119 台	100 台	116 台	112 台	168 台
道の駅上州おにし(体験学習館 MAG)	24 台	15 台	30 台	16 台	24 台

IV 環境保全

1 不法投棄対策

不法投棄をされないためには、日頃から注意して現地を確認し、必要に応じて土地の周囲に囲いを設けるなど、自己防衛することが大事です。

市では原則、私有地に捨てられた不法投棄物の回収は行いません。不法投棄者が不明の場合には、土地や建物の所有者（管理者）が片付けざるを得ないこともあります。



不法投棄の現場

（１）不法投棄監視パトロール

不法投棄を未然に防ぐため、監視パトロールを行っています。

〔表〕不法投棄監視パトロールの実施状況（各年度）

年度 区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
実施日数（日）	236	141	144	132	138	144	137
回収量（トン）	1.6	1.8	1.3	0.4	1.5	1.0	0.6

※日数は緊急パトロールを含む ※回収量は、市道や市有の公共施設などへ投棄されたもの

（２）不法投棄防止啓発看板の配布

不法投棄防止啓発看板は行政区等の要望により、「藤岡市環境美化看板交付要綱」に基づき、配布していますが、個人への配布はしていません。



不法投棄防止啓発看板

〔表〕不法投棄防止啓発看板の配布実績（各年度）

年度 区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
配布枚数	21 枚	21 枚	22 枚	29 枚	20 枚	13 枚	6 枚

《 不法投棄に関する通報先 》

夜間や早朝、山間部などの人目につかない場所では、短時間に組織的かつ悪質な不法投棄が繰り返されることがあります。市民の皆さんの力で地域の環境を守っていくには、『早期発見・早期撤去』が必要です。早めの通報にご協力ください。

- ① 県産業廃棄物 110 番 TEL 0 1 2 0 - 8 1 - 5 3 2 4 （ハイ・ゴミツーカー）
- ② 西部森林環境事務所 TEL 0 2 7 - 3 2 3 - 5 5 3 0

2 地域美化活動の推進

(1) 地域美化活動推進事業補助金

環境美化に対する市民意識の高揚を図り、もって市民等と市が協働してごみのないきれいな公共空間の創出を図ることを目的として、地域美化活動実施団体へ対し補助金を交付しています。

地域美化活動推進事業の対象となる活動は、道路側溝の清掃、道路や河川及び公園などの除草清掃や草花の植栽です。

なお、花と緑のクリーン作戦など同趣旨の制度との併用やごみ拾いのみの活動は対象外です。



登録団体による活動状況

〔表〕地域美化活動推進事業登録団体（平成 30 年度）

	団体名	活動場所	活動実績	
			延べ活動者数	活動回数
1	NPO おにし文化センター	三波川金丸地区内	30 人	3 回
2	第 48 区長（根岸）	市道沿線（根岸地区）	94 人	3 回
3	ふれあいガーデン	県道沿線（西平井地区）	39 人	5 回
4	笹川環境美化桜の会	笹川南広場とその周辺	88 人	4 回
5	ヒナタブラク	三波川第 77 区内	35 人	3 回
合 計			286 人	18 回

〔表〕地域美化活動推進事業の登録状況等（各年度）

区分\年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
交付団体数（団体）	16	13	14	9	6	6	8	5
補助金合計（万円）	32	26	28	18	12	12	16	10

(2) 地域美化活動に係るごみ袋の配布

市民やボランティア団体などが、公共空間を清掃する際に使用のごみ袋を「藤岡市ボランティア清掃用ごみ袋交付要綱」に基づいて配布しています。

〔表〕ごみ袋配布状況（各年度）

区分\年度		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
活動団体数（団体）		41	49	39	32	28	28	24
活動参加者数（人）		—	—	—	4,756	3,081	3,247	4,054
配布数	可燃ゴミ（枚）	3,575	3,410	3,110	2,930	2,350	1,960	1,520
	不燃ごみ（枚）	1,550	2,620	1,760	2,200	1,770	1,100	550
	合 計（枚）	5,125	6,030	4,870	5,130	4,120	3,060	2,070

3 公害苦情処理

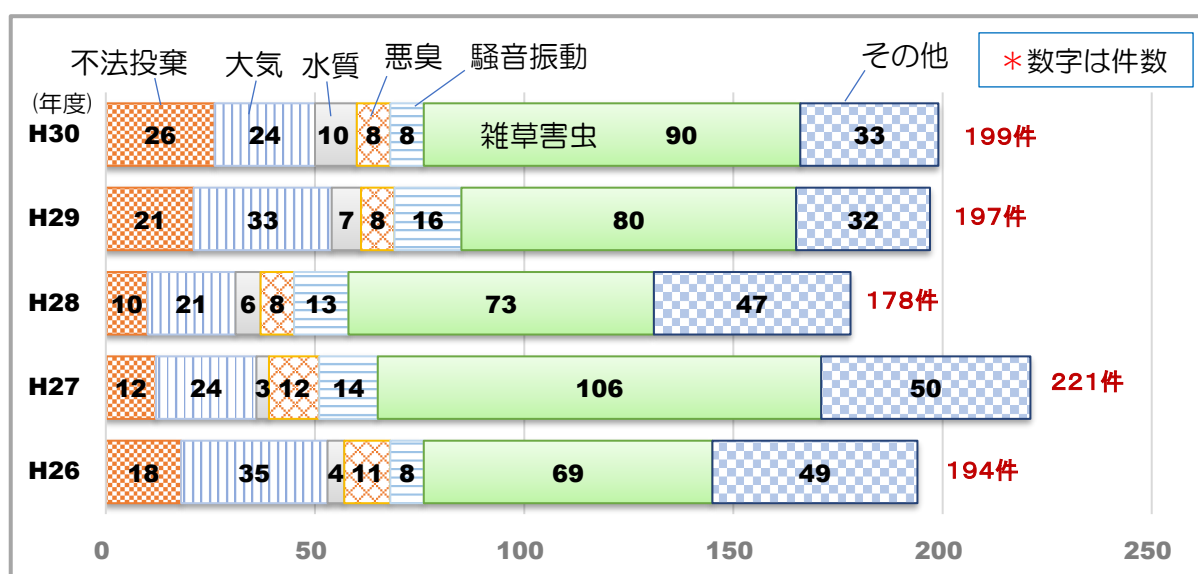
市民から寄せられる公害の苦情相談は、日常の生活に関わる環境の情報であり、市民の生活環境に対する「住み良さ」「快適さ」をあらわす目安にもなります。

従前の苦情は製造業や畜産業等が主な発生源でしたが、近年は市民の日常生活や事業活動のすべてが苦情発生の要因になってきています。

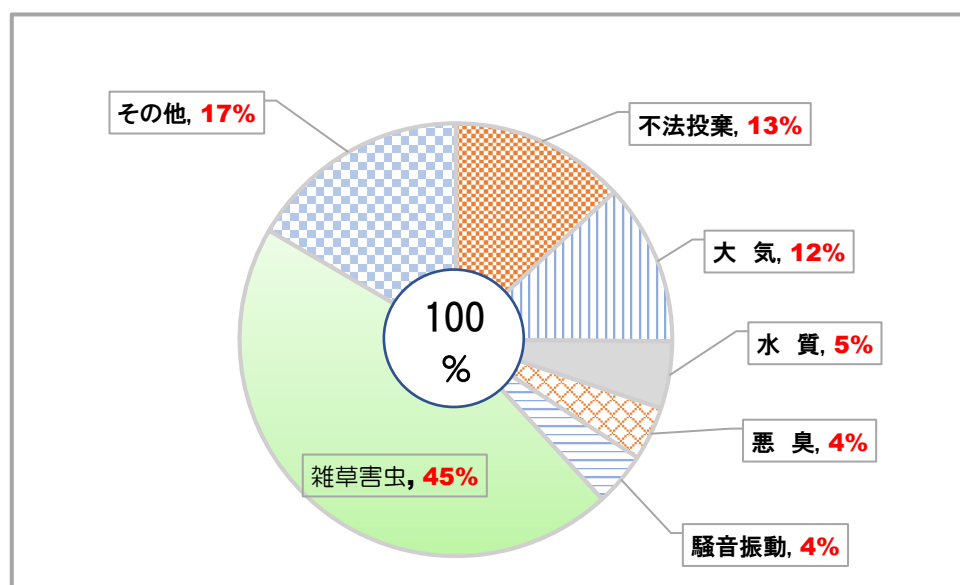


近年では、ごみの野焼きや不法投棄、室外機や自動車による騒音、工事による騒音や振動、飲食店からの騒音や排気臭など苦情も様々ですが、特に近年は、空地の雑草やペットなどを起因とする市民の日常生活における苦情が増加しています。

〔図〕 苦情処理状況の推移（各年度）



〔図〕 苦情処理の状況（平成 30 年度）



4 大気関係

(1) 大気汚染防止法

大気汚染防止法は、事業所からのばい煙等の排出を規制し、並びに自動車排出に係る許容限度を定めることなどにより、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的としています。

本法は、規制対象物質として、ばい煙、粉じん、自動車排出ガスを定めています。事業所に設置されている施設のうち、特にばい煙発生施設、粉じん発生施設を定め、各々排出基準等を定めるとともに、事業者には排出基準の遵守、県知事への発生施設の届出等を義務付けています。

(2) 一般大気測定結果

①硫黄酸化物

硫黄酸化物は、石炭や石油などの硫黄分を含む燃料を燃やすことにより発生し、代表的なものとして二酸化硫黄と三酸化硫黄などがあります。大部分は二酸化硫黄として排出されます。

二酸化硫黄は刺激性の強いガスで、1～10ppm 程度で呼吸機能に影響を及ぼします。

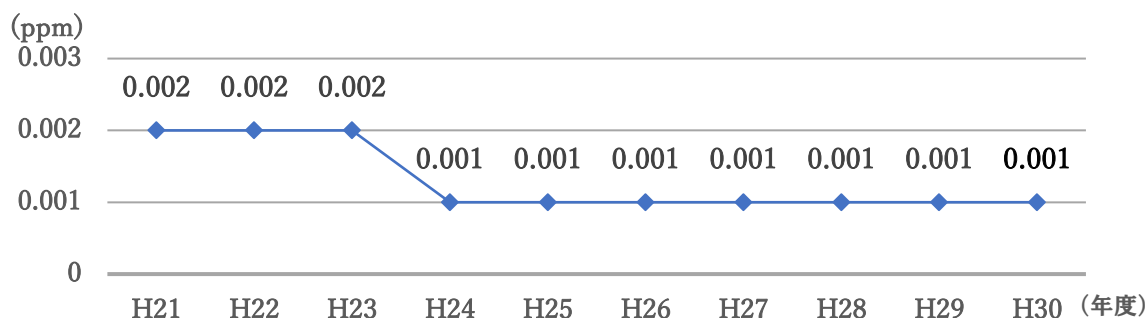
主な発生源としては、火山ガスやボイラーなどの重油の燃焼によるものがあります。

二酸化硫黄の環境基準は 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であることです。

平成 30 年度の測定結果は、県内全ての測定局において環境基準*を達成しています。

※**環境基準**：人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準で、環境施策に係る行政上の目標のことです。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められています。

〔図〕 二酸化硫黄の年平均値経年変化（全測定局平均）



《資料：群馬県環境白書》

②窒素酸化物

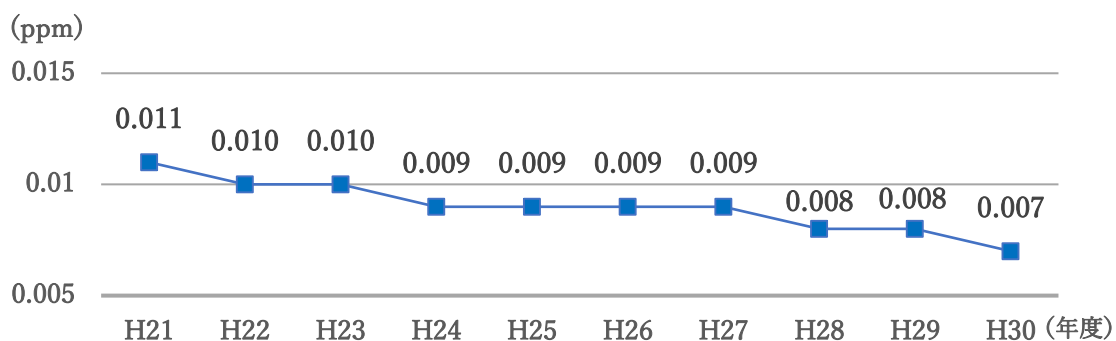
窒素酸化物は、工場や事業場、自動車などにおける燃料の燃焼過程において空気中の窒素と酸素の反応により生ずるものと、燃料中の窒素が酸化されて生ずるものがあり、大部分は一酸化窒素の形で排出され、大気中で二酸化窒素に変化します。

二酸化窒素は毒性が強く、気管支炎やぜんそく、肺水腫の原因となるなど、呼吸器に影響を及ぼします。

二酸化窒素の環境基準は 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内、またはそれ以下であることです。

平成 30 年度の測定結果は、県内全ての測定局において環境基準を達成しています。

〔図〕 二酸化窒素の年平均値経年変化（全測定局平均）



《資料:群馬県環境白書》

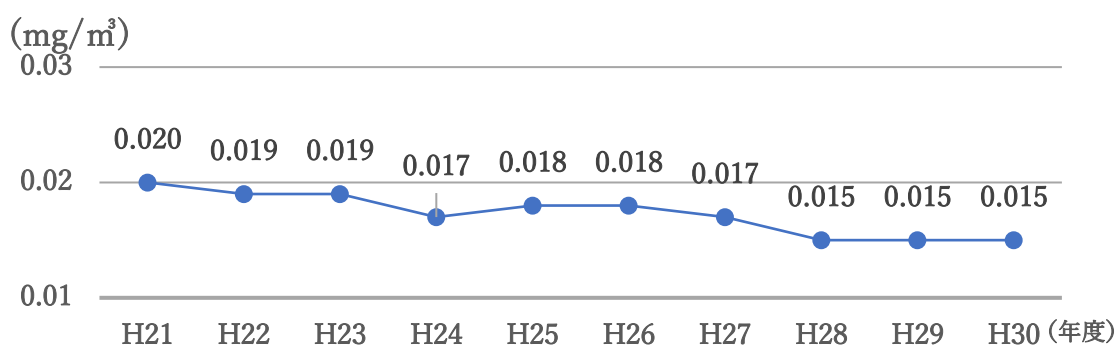
③浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する物質粒子状物質のうち粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のもので、大気中に比較的長時間滞留し、私たちの健康へ影響を与えているといわれています。

浮遊粒子状物質の環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であることです。

平成 30 年度の測定結果は、県内全ての測定局において環境基準を達成しています。

〔図〕 浮遊粒子状物質の年平均値経年変化（全測定局平均）



《資料:群馬県環境白書》

④一酸化炭素

一酸化炭素は有機物の不完全燃焼により発生します。無味、無臭、無色、無刺激の空気より少し軽いガスで、体内に吸入すると貧血症を起こすことがあります。

一酸化炭素の環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であることです。

平成 30 年度の測定結果は、県設置の前橋局において環境基準を達成しています。

⑤光化学オキシダント

光化学オキシダントは、工場や自動車から直接排出されるものではなく、大気中に存在する様々な物質が化学反応して生成します。高濃度になると粘膜を刺激するため、目がチカチカしたり喉がいがらっぽく感じるなどの健康被害が発生する恐れがあります。

光化学オキシダントの環境基準は、1時間値の1日平均値が0.06ppm以下であること。

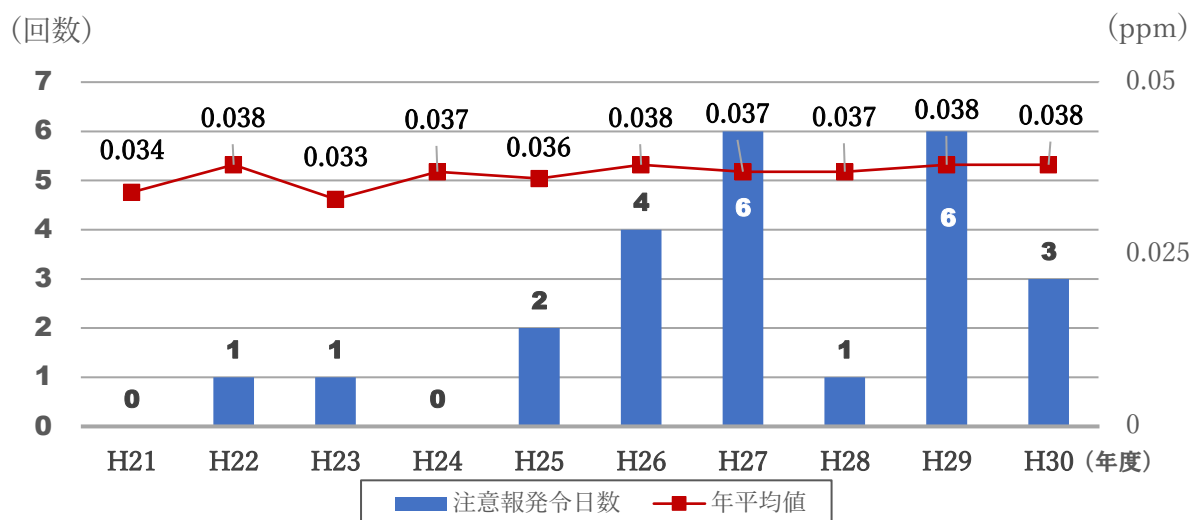
平成30年度の測定結果は、県内全ての測定局において環境基準を達成していません。

群馬県では、光化学オキシダント等の濃度が高くなった際に「群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱」に基づき、注意報の発令などを行っており、平成30年度本市を含む県西部地区では5月17日（金）、6月26日（水）、7月19日（金）に注意報が発令されました。

〔表〕注意報発令時のお知らせ方法等

群馬県大気汚染情報ホームページ http://www.gunma-taiki.jp/ 環境省大気汚染物質広域監視システム「そらまめ君」ホームページ	注意報の他リアルタイム測定データも公表
注意報等発令時の注意事項	・屋外での運動は避け、屋内運動に切り替える。 ・目やのどに刺激を感じた時は、洗眼、うがいなどをする。 ・症状が深刻なときや、数時間で回復しない場合は、医療機関で手当を受ける。

〔図〕光化学オキシダント注意報発令状況等（各年度）



《資料：群馬県環境白書》

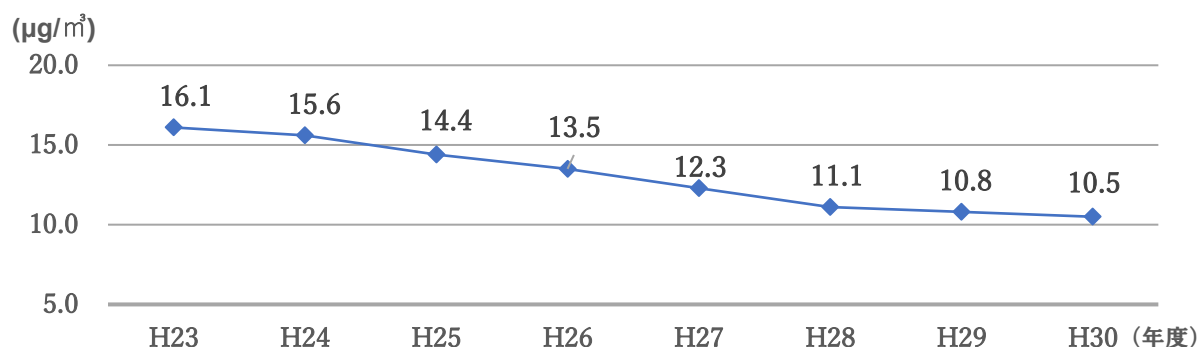
⑥微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質（PM2.5）は、浮遊粒子状物質よりさらに細かく、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さな粒子のことです。粒子が細かいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系への影響が懸念されています。

PM2.5 の環境基準は、1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下で、かつ、1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であることです。

平成 30 年度の測定結果は、県内全ての測定局において環境基準を達成しています。

〔図〕 PM2.5 測定結果（各年度）



※23、24 年度は前橋局の平均値、25 年度は前橋局、太田局、沼田局の各年度平均値の平均値

《資料：群馬県環境白書》

（3）空間放射線量の測定

平成 23 年度から市内各所（小学校 11 校、中学校 5 校、幼稚園・保育園 26 園、公共施設 15 か所）において、空間放射線量の測定を行っています。

平成 30 年度の測定結果は、全ての地点で問題のない測定結果 ($0.23 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 未満) となっています。



〔表〕 空間放射線量測定結果の推移

（単位： $\mu\text{SV}/\text{h}$ ）

施設名 \ 年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
小 学 校	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04
中 学 校	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
幼稚園・保育園	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05
公 共 施 設	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05

※測定機器：シンチレーションサーベイメータ TCS172-B

※環境省の定める「除染が必要な放射線量」の基準は、 $0.23 \mu\text{SV}/\text{h}$ （マイクロシーベルトアワー）以上。

※シーベルトという単位は、放射線の量をあらわす単位で、人体などが放射線のエネルギーを吸収したことによって受ける影響の度合いをあらわします。1 シーベルトの千分の一が 1 ミリシーベルト、1 ミリシーベルトの千分の一が 1 マイクロシーベルト (μSV) です。

※地上 50cm・地上 1m の高さで測定

※測定を行っている公共施設：烏川緑地スポーツ広場、毛野国丘陵白石公園、ららん藤岡、藤岡市役所、岡之郷緑地公園、中央公園、藤岡総合運動場、二千階段、桜山公園、みかぼ森林公園、土と火の里、蛇喰溪谷、浄法寺スポーツ公園、鬼石総合グラウンド、庚申山総合公園

5 騒音・振動関係

(1) 騒音規制法・振動規制法・群馬県生活環境を保全する条例

「騒音規制法」及び「振動規制法」は、工場及び事業場や建設作業から発生する騒音・振動を規制し、自動車騒音・振動に対する要請等を定めることにより、生活環境を保全し国民の健康に資することを目的としています。

本法は、規制対象として、事業所に設置されている施設や工事現場などの建設機械のうち、特に騒音・振動が発生する施設や作業に対し基準を定め、事業者には騒音・振動発生基準の遵守、市長への発生施設の届出等を義務付けています。

また、「群馬県生活環境を保全する条例」は、飲食営業等から深夜発生する騒音や航空機による商業宣伝放送のほか、「騒音規制法」や「振動規制法」による規制の対象外となる施設についても規制の対象※としています。

※騒音に関してはコンクリートブロックマシン、製びん機(原動機を用いるものに限る。)、ダイカストマシンが振動については、圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。)、シェイクアウトマシン、オシレイティングベア、ダイカストマシン。

(2) 騒音・振動について規制する地域の指定及び規制基準

騒音・振動公害は、発生源の周辺地域に限られることから、大気汚染や水質汚濁のように広域的に影響を及ぼす恐れがありません。そのため、生活実態のない地域について規制する必要が無いことから、保全する地域を指定し、この指定地域内にある工場・事業場等から発生する騒音・振動を規制しています。

〔表〕 区域の指定

区域の区分		用 途 地 域
騒 音	振 動	
第 1 種区域	第 1 種区域	用途地域のうち第 1 種低層住居専用地域の区域
第 2 種区域		用途地域のうち第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域の区域
		下日野、上日野及び高山（高木を除く。）の区域
		譲原、保美濃山及び坂原の国道 462 号線の両側 500 メートルの範囲の区域
		三波川の県道会場鬼石線の両側 500 メートルの範囲の区域
		鬼石及び浄法寺のうち都市計画区域を除く区域
第 3 種区域	第 2 種区域	用途地域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域
		市街化調整区域の区域
		金井の区域
		鬼石及び浄法寺のうち都市計画区域の区域
第 4 種区域		用途地域のうち工業地域及び工業専用地域の区域

①特定工場等規制基準

〔表〕 特定工場等騒音規制基準

区分	昼 間 午前8時～午後6時	朝・夕 午前6時～午前8時 午後6時～午後9時	夜 間 午後9時～翌午前6時
第1種区域	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第2種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

〔表〕 特定工場等振動規制基準

区分	昼 間 午前8時～午後7時	夜 間 午後7時～翌午前8時
第1種区域	65 デシベル	55 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

②特定建設作業規制基準

〔表〕 特定建設作業騒音規制基準

基準の区分 特定建設作業	特定建設作業の場所の敷地境界線における騒音の大きさ	夜 間 作 業		1 日の作業時間		作業期間	日曜日、その他の休日の作業
		第 1～3 種区域 第 4 種区域の一部	第 4 種区域のうち左記以外の区域	第 1～3 種区域 第 4 種区域の一部	第 4 種区域のうち左記以外の区域		
くい打機等を使用する作業	85 デシベル	午後 7 時～午前 7 時までは行わないこと	午後 10 時～午前 6 時までは行わないこと	10 時間を超えて行わないこと	14 時間を超えて行わないこと	連続して 6 日を超えて行わないこと	行わないこと
びょう打機等を使用する作業							
空気圧縮機を使用する作業							
コンクリートプラントを設けて行う作業							
バックホウを使用する作業							
トラクターショベルを使用する作業							
ブルドーザーを使用する作業							
備 考		災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法、道路交 通法に基づき夜間行うこと となっている場合を除く。	その作業を開始した日に終 わる場合、災害等により緊 急を要する場合および危険 防止のために行う場合を除 く。	災害等により緊急 を要する場合および危険防 止のため 行う場合 を除く。	災害、危険防 止、鉄道等の 運行、変電所 の工事並びに 道路法、道路 交通法に基づ き休日に行う こととなっ ている場合を除 く。		

※第4種区域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の入院施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね80mの区域内

〔表〕 特定建設作業振動規制基準

基準の区分 特定建設作業	特定建設作業の場所の敷地境界線における騒音の大きさ	夜 間 作 業		1 日の作業時間		作業期間	日曜日、その他の休日の作業
		第 1～3 種区域 第 4 種区域の一部	第 4 種区域のうち左記以外の区域	第 1～3 種区域 第 4 種区域の一部	第 4 種区域のうち左記以外の区域		
くい打機等を使用する作業 鋼球を使用する作業 舗装版破碎機を使用する作業 ブレーカーを使用する作業 空気圧縮機を使用する作業	75 デシベル	午後 7 時～午前 7 時までは行わないこと	午後 10 時～午前 6 時までは行わないこと	10 時間を超えて行わないこと	14 時間を超えて行わないこと	連続して 6 日を超えて行わないこと	行わないこと
備 考		災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法、道路交通法に基づき夜間行うこととなっている場合を除く。		その作業を開始した日に終わる場合、災害等により緊急を要する場合および危険防止のために行う場合を除く。		災害等により緊急を要する場合および危険防止のために行う場合を除く。	災害、危険防止、鉄道等の運行、変電所の工事並びに道路法、道路交通法に基づき休日に行うこととなっている場合を除く。

※第 4 種区域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の入院施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 80m の区域内

③特定施設及び特定建設作業の届出状況

〔表〕 特定施設等届出状況（平成 30 年度）

	特定施設 （騒音）	特定施設 （振動）	特定建設作業 （騒音）	特定建設作業 （振動）
届出	8 件	10 件	2 件	1 件

④飲食店営業等騒音規制基準

〔表〕 飲食店営業等騒音規制基準

区 分	昼 間 午前 10 時～翌午前 6 時	対 象 営 業
第 1 種区域	40 デシベル	飲食店営業 喫茶店営業 ボーリング場営業 ゴルフ練習場営業 テニス練習場営業 バッティング練習場営業
第 2 種区域	45 デシベル	
第 3 種区域	50 デシベル	
第 4 種区域	55 デシベル	

〔表〕音響機器の使用限度

対象区域	制限の内容	対象音響機器	対象営業
指定地域全域	午前 11 時から翌日の午前 6 時まで使用禁止 ただし外に漏れない場合はこの限りではない。	カラオケ装置、ステレオセット、拡声装置、録音・再生装置、有線ラジオ放送装置、楽器	飲食店営業

(2) 環境騒音測定

騒音に係る環境基準は、等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）をもって評価します。平成 30 年度の下記 12 地点の測定結果では、昼間はすべて環境基準を満たし、夜間では 2 地点で環境基準を超過しましたが、要請限度の基準は満たしています。



〔表〕環境騒音測定調査結果（平成 30 年度）

測定日	区分	測定地点	面する道路	環 境 基準値	平均騒音 レベル	環境基準 適合状況
H30.11.19		藤岡 942-1	地方道 藤岡・本庄線	昼 70db 夜 65db	昼 64.4db 夜 61.1db	適合
H30.11.20		藤岡 439	地方道 藤岡・本庄線	昼 70db 夜 65db	昼 63.0db 夜 56.4db	適合
H30.11.21		藤岡 125	地方道 藤岡・本庄線	昼 70db 夜 65db	昼 64.0db 夜 62.6db	適合
H30.11.27		藤岡 832-5	地方道 藤岡・大胡線	昼 70db 夜 65db	昼 66.0db 夜 58.8db	適合
H30.12.3		中 1306	市道 203 号線	昼 70db 夜 65db	昼 55.7db 夜 42.2db	適合
H30.12.4		下栗須 124-6	市道 111 号線	昼 70db 夜 65db	昼 63.5db 夜 56.8db	適合
H30.12.5		藤岡 1152	地方道 寺尾・藤岡線	昼 70db 夜 65db	昼 63.0db 夜 55.2db	適合
H30.12.6		三ツ木 446	地方道 下栗須・ 馬庭停車場線	昼 70db 夜 65db	昼 68.4db 夜 63.1db	適合
H30.12.10		藤岡 2118-1	国道 254 号線	昼 70db 夜 65db	昼 69.4db 夜 66.4db	不適合
H30.12.11		立石 1273	国道 17 号線	昼 70db 夜 65db	昼 69.0db 夜 66.7db	不適合
H30.12.12		譲原 1089-2	国道 452 号線	昼 70db 夜 65db	昼 58.1db 夜 48.2db	適合
H30.12.13		藤岡 1412-1	地方道 上日野・藤岡線	昼 70db 夜 65db	昼 63.0db 夜 55.7db	適合

※等価騒音レベル:ある時間帯Tについて、変動する騒音レベルをエネルギー的に平均値として表したもの、時間的に変動する騒音のある時間帯Tにおける等価騒音レベルは、その時間範囲Tにおける平均二乗音圧と等しい平均二乗音圧をもつ定常音の騒音レベルに相当します。(単位はデシベル(dB))

〔表〕環境基準達成状況（各年度）

区分 \ 年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
測定地点数	13 地点	13 地点	12 地点	12 地点	12 地点	12 地点	12 地点
環境基準達成状況	11 地点	13 地点	11 地点	12 地点	12 地点	12 地点	10 地点
	84.6%	100.0%	91.7%	100.0%	100.0%	100.0%	83.3%
	昼 間	13 地点	13 地点	12 地点	12 地点	11 地点	12 地点
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	91.7%	100.0%
	夜 間	11 地点	13 地点	11 地点	12 地点	11 地点	10 地点
		84.6%	100.0%	91.7%	100.0%	91.7%	83.3%

（３）自動車騒音常時監視測定調査

騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき、市内道路に面する地域の環境基準の達成状況を面的に評価するため調査を行っています。調査は路線から 25m と 50m の地点で 24 時間測定し、環境基準の適非を判断し、毎年環境省に報告します。



自動車騒音常時監視測定調査

〔表〕自動車騒音常時監視結果（平成 30 年度）

路線名	調査地点	道路延長	対象戸数	環境基準 超過戸数	環境基準 達成率
上信越自動車道	森地区	1.5km	86 戸	28 戸	67.4%
上信越自動車道	篠塚地区	6.0km	144 戸	14 戸	90.3%
前橋長瀬線	鬼石地区	1.1km	155 戸	0 戸	100.0%
前橋長瀬線	鬼石地区＜準用＞	0.3km	31 戸	0 戸	100.0%
寺尾藤岡線	上落合＜準用＞	0.7km	46 戸	0 戸	100.0%
藤岡大胡線	藤岡地区（中央公園）	1.4km	230 戸	3 戸	98.7%
神田吉井停車場線	神田～西平井＜準用＞	3.7km	79 戸	0 戸	100.0%
合 計		14.7km	771 戸	45 戸	94.2%

（４）上越新幹線鉄道騒音・振動測定調査

上越新幹線における沿線地域の騒音・振動の状況を把握するため測定調査を行っています。調査は 25m と 50m の地点に測定器を設置し、上下方向から来る 20 本の新幹線を測定し、群馬県に報告するとともに JR 東日本旅客鉄道(株)と改善協議をしています。



市内を走行する上越新幹線

〔表〕新幹線鉄道騒音・振動調査結果（各年度）

区分 測定日	平均 速度 (km/h)	測定結果			測定 場所	地域の 類型	測点地点 側の軌道
		騒音(dB)		振動(dB)			
		25m	50m	25m			
H24. 2. 8	229.0	75.2	68.7	55.8	藤岡市 岡之郷 1423- 1 付近	Ⅱ	下り
H24.11.27	234.5	77.0	73.6	54.6			
H25.11.28	236.4	73.8	71.1	54.2			
H26.11.27	229.9	72.6	70.4	58.2			
H27.11.25	226.0	77.2	64.6	54.0			
H28.11.25	227.0	74.9	73.2	50.0			
H29.11.27	228.9	74.2	73.7	53.3			
H30.11.26	233.6	73.5	71.3	54.2			

＊地域の類型Ⅱでは基準値は75 デシベル以下

（５）騒音・振動の目安（参考）

〔表〕騒音の目安

デシベル	騒音の程度
20	置時計の秒針の音（前方1m）
30	郊外の深夜、ささやき声
40	深夜の市内、図書館
50	静かな事務所
60	静かな乗用車、普通の会話
70	電車のベル、掃除機
80	地下鉄の車内（窓を開けた状態）
90	犬の鳴き声（正面5m）
100	電車が通る時のガード下
110	自動車の警笛（前方2m）
120	飛行機のエンジン近く

〔表〕振動の目安

デシベル	振 動 の 震度階級	振動の程度
55 以下	0（無感）	人体に感じない
55～65	1（微震）	静止している人が感じる
65～75	2（軽震）	障子が僅かに動く
75～85	3（弱震）	家屋が揺れ、戸、障子が鳴動
85～95	4（中震）	家屋が激しく揺れる
95～105	5（強震）	壁に割れ目が入る
105～110	6（列震）	家屋が倒壊（3割未満）
110 以上	7（激震）	家屋が倒壊（3割以上）

6 水 質 関 係

（１）水質汚濁防止法

「水質汚濁防止法」は、公共水域及び地下水の水質の汚濁防止を図ることにより、国民の健康を保護し生活環境を保全することを目的としています。

本法は、規制対象として、事業所に設置されている施設のうち、有害物質などの指定物質を排出する施設に対し基準を定め、事業者には排出基準の遵守、県知事への排出施設の届出等を義務付けています。



市天然記念物 やりたなご

（２）環境基準水域類型指定

水質汚濁に係る環境基準は、国民の健康を保護し生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準で、人の健康の保護に関する基準値と生活環境の保全に関する基準が定められています。なお、藤岡市内の河川、湖沼においては、神流川、烏川、鐺川の３河川及び神流湖（下久保ダム）が環境基準の水域類型指定を受けています。

（３）水質調査結果

水質汚濁の原因には、事業所や家庭からの排水等がありますが、近年は生活排水に占める割合が一番大きいと言われています。

公共用水域や地下水の汚染状況を監視するため、群馬県と連携のもと継続して水質調査を行い、良好な水質の維持に努めています。

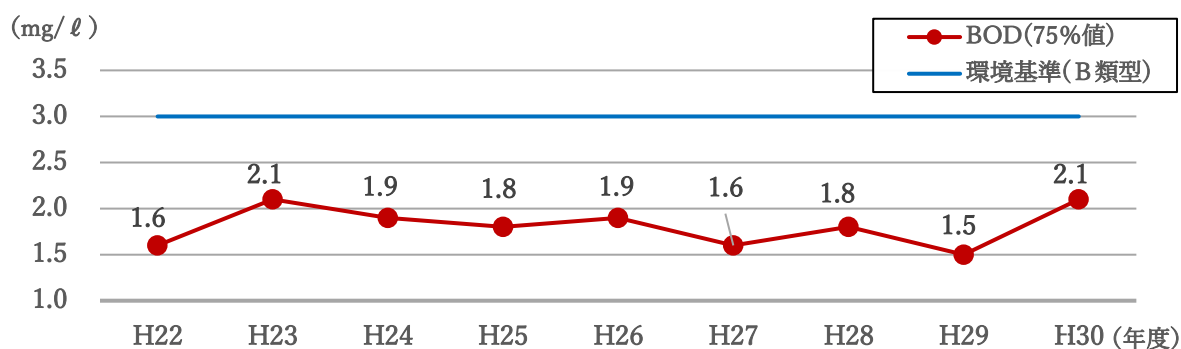
①烏川の水質調査

烏川は、市北部を流れる河川であり、その水は利根川へ合流し、B類型（BOD 値 $3\text{mg}/\ell$ 以下）、生物B類型に指定されています。平成 30 年度における河川の代表的な水質指標であるBOD（75%値※）は、環境基準を達成しています。

※75%値：BOD や COD の環境基準適合状況を判定するときに用いる数値で、年間の日平均値の全データをその値に小さいものから順位並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n は日平均値のデータ数）の値（ $0.75 \times n$ が整数でない場合は、端数を切り上げた数値）です。

※BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと、河川の有機汚濁を測る代表的な指標とされており、数値が大きいほど水質汚濁が著しくなります。

（図）烏川（岩倉橋）のBOD調査結果（各年度）



《資料：群馬県環境白書》

②鐺川の水質調査

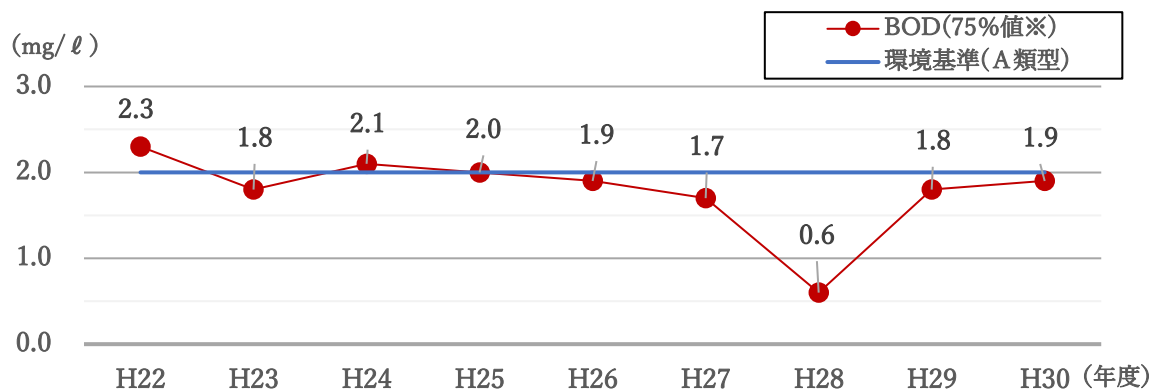
鐺川は、市北西部を流れる河川で、その水は烏川へ合流し、A類型（BOD 値 $2\text{mg}/\ell$ 以下）、生物B類型に指定されています。

平成 30 年度における河川の代表的な水質指標であるBOD（75%値）は、環境基準を達成しています。



鐺川（鐺川橋）

〔図〕 鎚川（鎚川橋）のBOD調査結果（各年度）



《資料:群馬県環境白書》

③神流川の水質調査

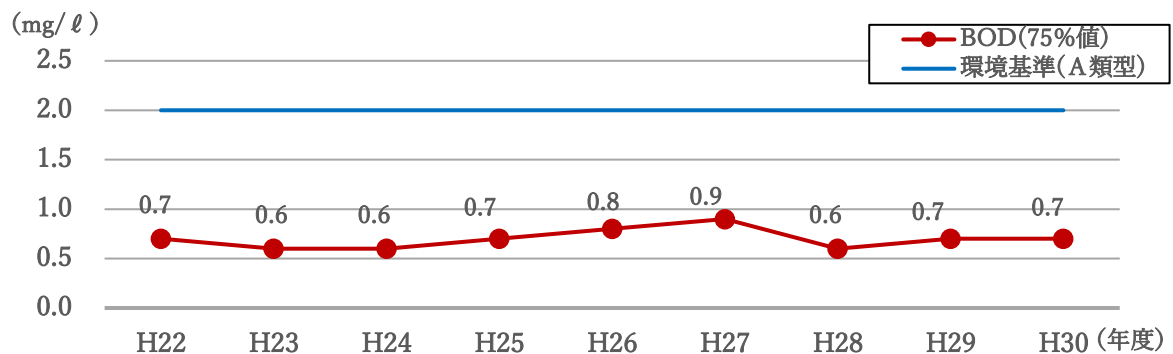
神流川は、市東部を流れる河川で、その水は烏川に合流し、A類型（BOD 値 2mg/ℓ 以下）、生物A類型に指定されています。

平成 30 年度における河川の代表的な水質指標であるBOD（75%値）は、環境基準を達成しています。



神流川（藤武橋）

〔図〕 神流川（藤武橋）のBOD調査結果（各年度）



《資料:群馬県環境白書》

④神流湖の水質調査

神流湖は、市南部に位置する人造湖であり、湖の水は市東部を流れる神流川から烏川、そして利根川に注がれ、A類型・Ⅲ類型・生物A類型に指定されています。

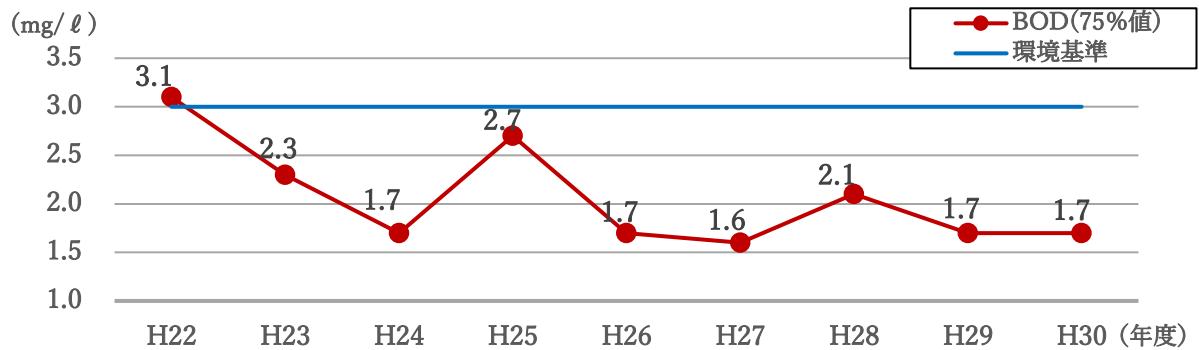
平成 30 年度における湖沼の代表的な水質指標であるCOD（75%値）は、環境基準を達成しています。



神流湖

※COD（科学的酸素要求量）：酸化剤が水中の汚濁物を酸化する時に消費する酸素の量で、湖沼や海の汚れを図る代表的な目安として使われます。この値が大きいくほど水が汚れていることを示します。

〔図〕 神流湖のCOD調査結果（各年度）



《資料:群馬県環境白書》

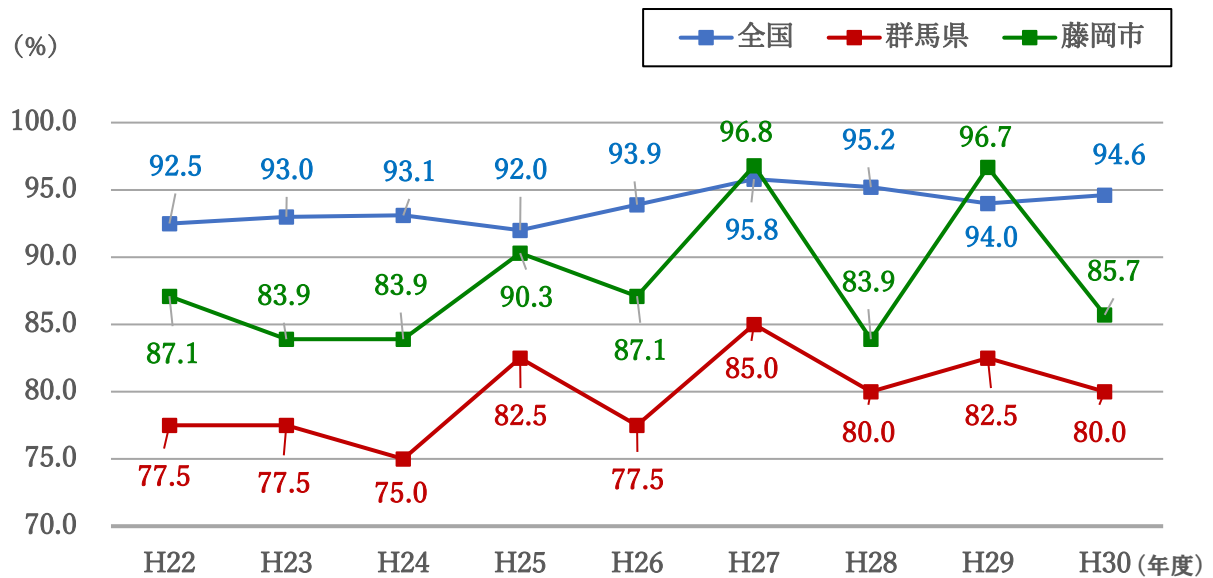
⑤8河川（鮎川、笹川、中川、温井川、中島川、思川、三波川、猿田川）の水質調査

市では、各事業場における排水対策や家庭雑排水対策の指標とすることを目的に鮎川及び市内7河川の水質調査を行っています。なお、当該河川は、環境基準の河川類型指定を受けていないため、合流先河川の類型指定の環境基準で比較しています。



水 質 調 査

〔図〕 BOD 環境基準達成状況（各年度）



《資料:環境省公共用水域水質測定／群馬県環境白書／藤岡市河川水質調査》

7 悪臭関係

(1) 悪臭防止法

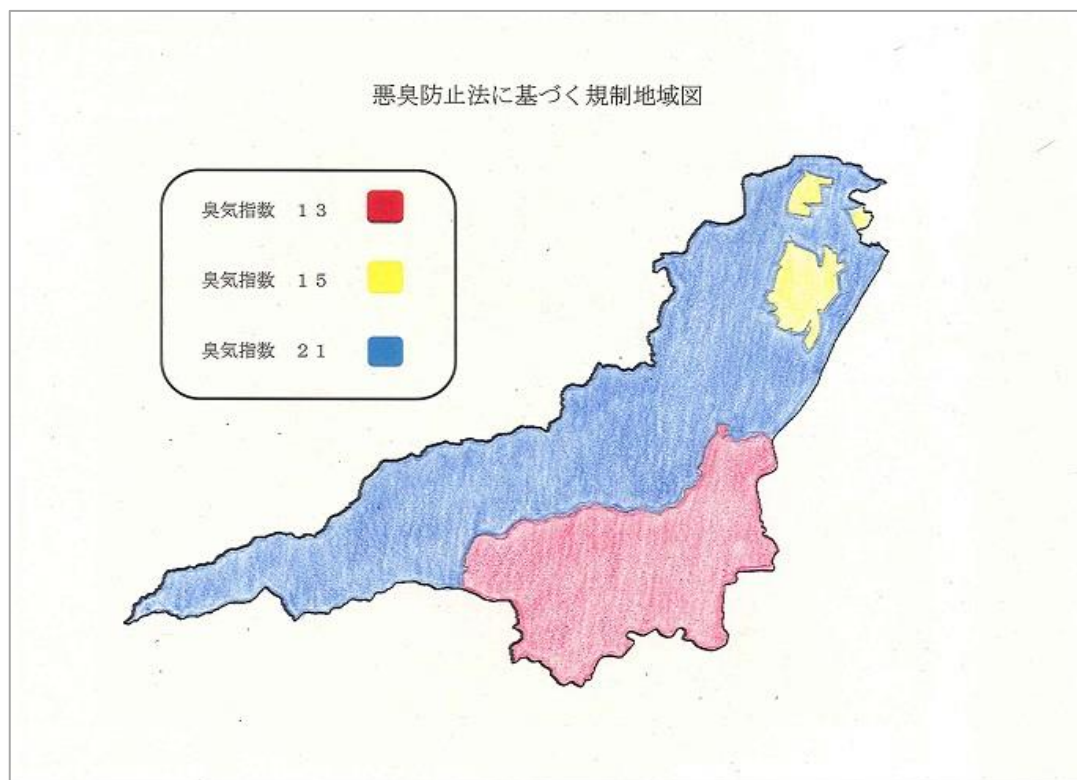
「悪臭防止法」は、工場その他事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うことで、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

本法により、事業者等は境界線、気体排出口、排水水における悪臭の規制基準を守らなければなりません。

①規制地域

各用途地域における敷地境界線上の規制基準（第1号基準）は以下のとおりです。

臭気指数区分	指数区域
臭気指数 13	・ 鬼石地区全域（旧鬼石町全域）
臭気指数 15	・ 第一種低層住居専用地域 ・ 第一種中高層住居専用地域 ・ 第二種中高層住居専用地域 ・ 第一種住居地域 ・ 第二種住居地域 ・ 準住居地域 ・ 近隣商業地域 ・ 商業地域 ・ 準工業地域
臭気指数 21	・ 工業地域及び工業専用地域 ・ 指数 15 区域以外の市域全域



〔図〕 悪臭防止法に基づく規制区域

②敷地境界線の地表における臭気指数の規制基準

臭気指数とは、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したもので、具体的には、工場や事業場のにおいを臭気を感じられなくなるまで無臭空気で薄めたときの希釈倍率(臭気濃度)を求め、その常用対数に10を乗じた値です。

※臭気指数： $10 \times \log(\text{臭気を感じられなくなるまで希釈した時の希釈倍数})$

③悪臭に係る規制基準の考え方

においては、臭気物質が嗅細胞を刺激することにより感じられ、空気中の臭気物質の濃度が高くなれば、それだけにおいも強く感じられます。においの強さは感覚的なものであることから、その程度を数値化する手法として④の表のように、においの強さを6段階に分け、0から5までの数値で表す臭気強度表示法が使用されています。

この臭気強度表示法は悪臭防止法において、規制基準を定めるための基本的考え方として用いられており、臭気強度2.5～3.6に対応する物質濃度、臭気指数（においを定められた方法で人間の嗅覚を用いて測定するもの）が敷地境界線の規制基準の範囲として定められています。

④6段階臭気強度表示法による臭気強度と規制基準の関係

〔表〕臭気強度

臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい（検知閾値濃度）
2	何のにおいかがわかる弱いにおい（認知閾値濃度）
(2.5)	(2と3の間)
3	らくに感知できるにおい
(3.5)	(3と4の間)
4	強いにおい
5	強烈なにおい

敷地境界線の
規制基準
設定の範囲

⑤臭気強度に対応する臭気指数

〔表〕臭気強度に対応する臭気指数

臭気強度	2.5	3.0	3.5
臭気指数	10~15	12~18	14~21

8 有害化学物質

ダイオキシン類は、発癌性や生殖毒性を有することから 1990 年代頃から環境問題として注目されました。物の燃焼の過程等で非意図的に生成されてしまう物質で、ダイオキシン類の主な発生源は、ごみの焼却による燃焼ですが、その他に、製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガスなど様々な発生源があります。

清掃センターでは、ダイオキシン類の排出抑制のため、廃棄物を高温で完全燃焼させた後、ろ



過してから放出しており、施設から出るダイオキシン類を毎年測定しています。

なお、家庭用の簡易な焼却炉によるごみの焼却や野焼きについては、ダイオキシン類を削減する観点からも例外（構造基準を満たした焼却炉）を除き禁止されています。

〔表〕ダイオキシン類測定調査結果（各年度）

項目 年度	大気 年平均値 (pg)*1	地下水 年平均値 (pg)*1	公 共 用 水 域 (pg)*1		清掃センター排ガス (ng)*2	
			水 質	底 質	第 1 号炉	第 2 号炉
基準値(以下)	0.6pg-TEQ/m ³	1pg-TEQ/ℓ	1pg-TEQ/ℓ	150pg-TEQ/g	1ng-TEQ/m ³	
H24	0.026 市役所	0.016 鬼石地区内	0.094 神流川橋 (神流川)	1.0 神流川橋 (神流川)	0.00048	0.0030
H25	—	—	—	—	0.0015	0.0028
H26	—	—	—	—	0.0170	0.0110
H27	—	—	0.680 神流川橋 (神流川)	0.240 神流川橋 (神流川)	0.0120	0.0290
H28	0.020 市役所	—	—	—	0.00052	0.0047
H29	—	—	—	—	0.00410	0.0056
H30	—	—	—	—	0.0082	0.0120

資料：*1 群馬県環境白書＜環境省ダイオキシンに係る環境調査結果＞

*2 藤岡市清掃センターごみ焼却処理施設維持管理状況報告

※pg(ピコグラム)：1pg は、1 兆分の 1 グラムに相当します。

※ng(ナノグラム)：1ng は、10 億分の 1 グラムに相当します。

※TEQ(ティーイーキュー)：ダイオキシン類は塩素の数や付く位置によって形が変わり(「異性体」といいます)その種類は 200 種類以上ありますが、毒性があると見なされているのは 29 種類で、異性体によって毒性に差があり、2,3,7,8-TCDD が最も毒性が強いことが知られています。そのためダイオキシン類としての全体の毒性を評価するためには、合計した影響を与えるための手段が必要であることから、最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD の毒性を 1 とし、他のダイオキシン類の種類の毒性の強さを換算した係数が用いられています。この係数は毒性等価係数と濃度の積を足し合わせた値で示され、この単位が毒性等量(TEQ: Toxicity Equivalency Quantity)と表現されています。

9 公害防止施設整備資金

市では、中小企業者が公害防止のため行う施設の整備等について、融資や利子補給を行っています。

〔表〕整備資金貸付状況（各年度）

区分 年度	貸付件数	新規貸付	預託金額	利子補給額
H4	11 件	3 件	17,032,000 円	1,372,102 円
H5	11 件		14,253,000 円	1,202,877 円
H6	12 件	2 件	15,634,000 円	1,134,817 円
H7	8 件		12,312,000 円	1,004,233 円
H8	10 件	2 件	12,593,000 円	870,664 円
H9	12 件	2 件	11,408,000 円	718,969 円
H10	10 件	1 件	10,291,000 円	729,068 円
H11	6 件	1 件	9,759,000 円	602,091 円
H12	7 件	1 件	8,573,000 円	735,897 円
H13	7 件		6,802,000 円	650,993 円
H14	6 件		4,908,000 円	471,511 円
H15	5 件	1 件	3,488,000 円	285,467 円
H16	5 件		2,105,000 円	209,992 円
H17	3 件		1,279,000 円	155,339 円
H18	4 件		345,000 円	78,570 円
H19	1 件		50,000 円	35,279 円
H20			0 円	22,156 円
H21			0 円	14,891 円
H22			0 円	7,690 円
H23			0 円	1,159 円
H24～H30			0 円	0 円
合計	118 件	13 件	130,832,000 円	9,567,868 円

10 環境保全協定

企業の事業活動に伴って発生する公害の防止や環境への負荷を低減するため、行政と各事業所が協力し、環境保全の取組みに万全を期する必要があることから、本市は市内に立地する主要な事業所と個別に環境保全協定を締結しています。

この協定に基づき各事業所に対し、必要に応じて公害防止対策や環境保全活動の推進について協力を求め、適切な指導を行っています。

〔表〕環境保全協定締結企業（平成 30 年度末現在）

No.	企 業 名	所 在 地	業 種
1	オオサキメディカル(株)	三本木 430-6	製造業（医療用品）
2	(有)美松運送	三本木 430-7	運輸業（一般貨物自動車運送）
3	(株)ダイヤメット	牛田 700	製造業（金属製品）
4	日本メジフィジックス(株)	三本木 430-1	製造業（医療用品）
5	桐灰小林製薬(株)	本動堂 250-8	製造業（医療用品）
6	(株)久保田製作所	中大塚 1065-3	製造業（輸送用機械器具）
7	(株)セシモ	本動堂 250-9	卸売業（建設材料）
8	太陽誘電ケミカルテクノロジー(株)	本動堂 927-1	製造業（金属製品）
9	武内プレス工業(株)	牛田 703	製造業（金属製品）
10	(株)チノー	森 1	製造業（電気機械器具）
11	東京特殊硝子(株)	牛田 701	製造業（ガラス）
12	東京レーダー(株)	中大塚 1065-2	製造業（情報通信機器製品）
13	(株)フセコー	中大塚 973	サービス業（産業廃棄物処理）
14	(株)細川洋行	牛田 704	製造業（プラスチック製品）
15	(株)GMタイセー	中大塚 1073-3	製造業（電子部品・デバイス・電子回路）
16	P I A A(株)	本動堂 970-3	製造業（輸送用機械器具）
17	三菱鉛筆(株)	立石 1091	製造業（事務用品）
18	ヨシモトボール(株)	中栗須 508	製造業（金属製品）
19	市光工業(株)（藤岡製造所）	東平井 1467	製造業（輸送用機械器具）
20	市光工業(株)（ミラー製造所）	藤岡 1360	製造業（輸送用機械器具）
21	マックス(株)	森 33-1	製造業（事務用品）
22	(株)野島製作所	三本木 560	製造業（輸送用機械器具）
23	(有)中林塗装工業	中 843	製造業（金属製品）
24	群馬郵便逓送(株)	篠塚 700-7	郵便業
25	根岸塗装(有)	中栗須 167-10	製造業（金属製品）
26	サンキン(株)	三本木 430-5	製造業（金属製品）
27	(有)堀口塗装工業	中 1011-3	製造業（金属製品）
28	(株)藤岡寺田電機製作所	森 55	製造業（電気機器）
29	日本肥糧(株)	岡之郷 559-3	製造業（肥料）
30	東邦亜鉛(株)	中 387	製造業（製錬）
31	(株)協正金型製作所	東平井 1410-3	製造業（輸送用機械器具）
32	(有)馬場塗装工場	下栗須 381-4	製造業（金属製品）
33	(株)オオヤマ塗装	本動堂 746-1	製造業（金属製品）
34	(株)吉野工業所（群馬工場）	岡之郷 350	製造業（プラスチック製品）
35	(株)吉野工業所（藤岡工場）	上大塚 1200	製造業（プラスチック製品）
36	みどり化学(株)	三本木 430-3	製造業（医療品）
37	(株)アープ	立石 1186-2	電気業（発電業）
38	(株)ミツバ（鬼石工場）	浄法寺 1351	製造業（自動車部品）
39	東京日莫(株)（鬼石工場）	鬼石 344-3	製造業（繊維製品）
40	(株)竹村製作所	下栗須 381-4	製造業（精密プレス板金）
41	(株)豊田技研	白石 2155	製造業（自動車照明部品）
42	(株)武蔵屋	藤岡 1382-1	法人用クリーニング
43	藤武運送(株)	下戸塚 525-5	運輸業（一般貨物自動車運送）
44	(株)高田製作所	立石 1169-1	製造業（精密切断加工）
45	日帝無線(株)	鬼石 308	製造業（超小型振動センサー）
46	西武建材(株)（新町工場）	岡之郷 1530	土木建設用原材料製品加工
47	近常精機(株)	森 457-1	製造業（マーキングマシン）
48	高陽精工(株)	立石 1490-5	製造業（電子部品）
49	(株)藤武梱包	下戸塚 525-5	化粧品製造業
50	ポニー電機株式会社	立石新田 23	製造業（電気機器）
51	上毛電化株式会社	三ツ木 336-6	製造業（アルマイト加工等）
52	株式会社久保製作所	鮎川 394	製造業（自動車部品）
53	ひさご電材株式会社	下大塚 863-3	製造業（電線加工）
54	株式会社タノ製作所	上大塚 152	製造業（自動車部品加工・組立）
55	田畑建設株式会社	小林 326	総合建設業
56	吾孺ゴム工業株式会社	立石 1253	製造業（ゴム製品製造）
57	群馬セラミックス株式会社	白石 1444	製造業（セラミックス部品加工）
58	株式会社佐藤機工	白石 2634-2	工作機械・機器販売等
59	藤工業株式会社	下栗須 380-3	製造業（金属製品加工）

V 環境衛生

1 狂犬病の予防

狂犬病の予防及び蔓延の防止や飼い主の飼育マナー啓発することにより公衆衛生の向上を図っています。

(1) 犬の登録および狂犬病予防注射の接種

犬は生後 91 日以上になると、狂犬病予防法により市への登録と年 1 回の狂犬病予防のための注射の接種が義務付けられています。

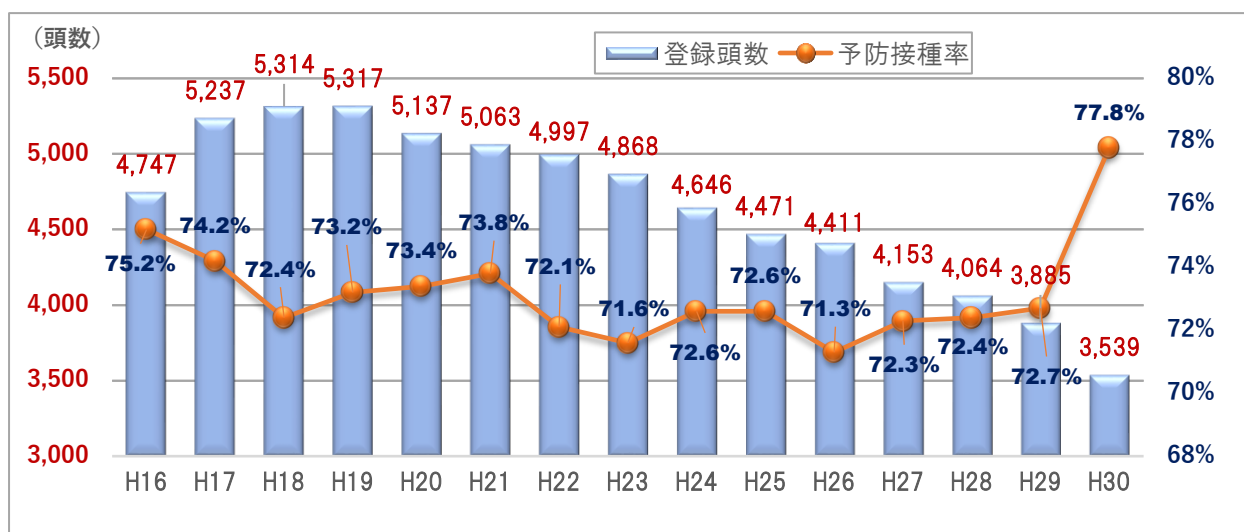


市広報紙(狂犬病予防接種)

〔表〕犬の登録状況及び狂犬病予防注射の実施状況

項目 年度	登録頭数		新規登録・死亡・転出入の内訳				狂犬病予防注射の実績			
	期末 現在	前年比	新規 登録数	登録犬 死亡数	転入 数※	転出 数※	集合 注射	個別 注射	計	接種率
H12	4,846		348	414	10	6	3,101	606	3,707	76.5%
H13	4,848	2	354	290	5	5	3,009	681	3,690	76.1%
H14	4,556	△ 292	379	622	1	54	3,099	583	3,682	80.8%
H15	4,590	34	377	342	4	2	3,031	580	3,611	78.7%
H16	4,747	157	383	326	1	1	2,907	661	3,568	75.2%
H17	5,237	490	361	369	10	8	3,112	773	3,885	74.2%
H18	5,314	77	377	338	10	1	2,997	850	3,847	72.4%
H19	5,317	3	429	439	26	13	2,966	924	3,890	73.2%
H20	5,137	△ 180	383	554	10	19	2,838	935	3,773	73.4%
H21	5,063	△ 74	317	393	17	15	2,815	920	3,735	73.8%
H22	4,997	△ 66	316	392	22	12	2,656	948	3,604	72.1%
H23	4,868	△ 129	271	399	22	22	2,548	938	3,486	71.6%
H24	4,646	△ 222	253	479	22	18	2,446	928	3,374	72.6%
H25	4,471	△ 175	241	411	8	13	2,272	975	3,247	72.6%
H26	4,411	△ 60	282	352	24	14	2,061	1,085	3,146	71.3%
H27	4,153	△ 258	218	491	38	23	1,887	1,115	3,002	72.3%
H28	4,064	△ 89	315	372	35	67	1,753	1,191	2,944	72.4%
H29	3,885	△ 179	285	438	34	64	1,664	1,161	2,825	72.7%
H30	3,539	△ 346	264	512	36	134	1,527	1,225	2,752	77.8%

〔図〕 犬の登録頭数及び予防注射実施率（各年度）



（２） 狂犬病予防集合注射の実施

狂犬病の予防および蔓延を防ぐため、各行政区において春期と夏期に狂犬病予防集合注射を実施しています。

春期： ５月（８日間）／７１会場（うち休日１日間）

秋期：１１月（４日間）／３１会場（うち休日１日間）



狂犬病予防集合注射

（３） 飼い主のマナーの向上

犬の飼い主のマナー向上を図るために、行政区からの要望に応じ啓発看板を配布しています。

〔表〕 マナー啓発看板の配布状況

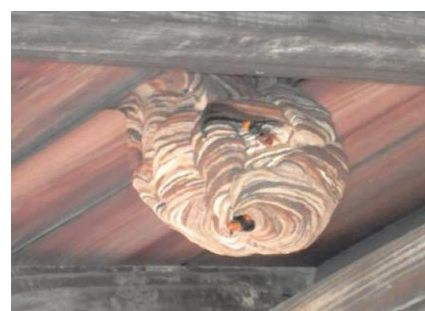
年度 区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
配 布 数	76 枚	80 枚	64 枚	72 枚	30 枚	29 枚	22 枚

２ スズメバチ駆除費補助事業

スズメバチによる危険を防止し、市民生活の安全を図るため、スズメバチの巣の駆除に要した費用の一部を「スズメバチ駆除費補助金要綱」に基づき補助しています。

（１） 補助の概要

スズメバチ駆除のために業者に支払った費用の２分の１に相当する額（上限１万円）を補助します。

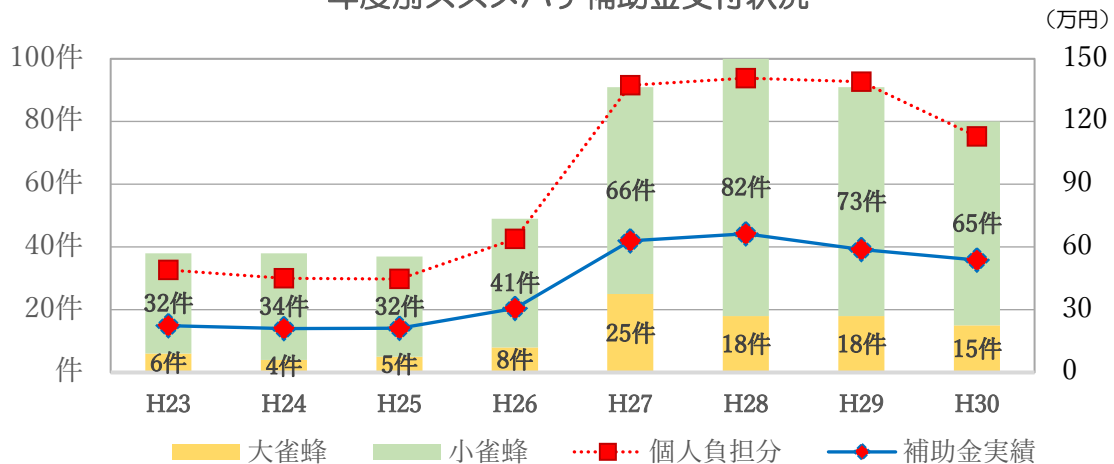


スズメバチの巣

〔表〕スズメバチ駆除費補助事業の申請状況

年度 区分	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
交付件数	件	38	37	49	91	100	91	80
補助額	円	210,000	212,000	305,900	630,100	663,300	587,600	537,500
対象経費	円	450,900	446,800	638,880	1,373,560	1,407,560	1,390,060	1,128,300

年度別スズメバチ補助金交付状況



3 墓地・納骨堂等の経営等の許可等

墓地や納骨堂、火葬場の経営の適正化を図ることにより良好な環境を確保するため、墓地、埋葬等に関する法律に基づき、墓地・納骨堂等の経営許可などに関する業務を行っています。

〔表〕墓地等の設置数（平成30年度末現在）

	墓 地	納骨堂	火葬場	合 計
設 置 数	1,853 件	1 件	1 件	1,855 件

（1）墓地の経営許可等

墓地や納骨堂、火葬場を新たに設置する場合や拡張、廃止する場合は市長の許可を得なければなりません。

〔表〕各年度における許可申請等の状況

(単位：件)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
経営許可申請	0	0	2	1	0	1	0
廃止許可申請	2	1	1	0	2	0	2
事前相談	5	2	11	7	3	3	9

※本業務は平成24年4月1日より群馬県から移譲された業務です。

4 飲料水の衛生管理

衛生的で安全な水の供給することにより公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るため、水道法及び藤岡市小水道条例に基づき、専用水道、簡易専用水道及び小水道における施設の設置許可や衛生指導などに関する業務を行っています。

〔表〕各水道施設の設置状況（平成 30 年度末現在）

（単位：施設）

	専用水道	簡易専用水道	小 水 道		
			小水道	専用小水道	専用自家水道
設置状況	3	51	18	1	9

（１）施設の設置等に係る各種許可・届出等の状況

①専用水道

専用水道の布設工事（新設・増設・改造）をしようとする場合は、市長の確認を受けなければなりません。

〔表〕各年度における確認申請等の状況

（単位：件）

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
確認申請	0	0	0	0	0	0
各種届出	1	2	0	0	0	0

②簡易専用水道

〔表〕各年度における届出の状況

（単位：件）

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
各種届出	3	9	1	1	1	1

③小水道

小水道を経営しようとする場合や廃止しようとする場合は、市長の許可を受けなければなりません。

〔表〕各年度における許可申請等の状況

（単位：件）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
許可申請	0	0	0	0	0	0
各種届出	0	2	0	0	0	0

（２）水道施設等への立入検査

水道施設から供給される水が衛生的で安全であるか確認するため、水道法及び小水道条例に基づく立入検査を実施しています。

〔表〕立入検査実施状況（平成 30 年度）

（単位：施設）

	専用水道	簡易専用水道	小 水 道		
			小水道	専用小水道	専用自家水道
設置状況	0	12	3	0	3

※**専用水道**：寄宿舍・社宅・療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次のいずれかに該当するものをいいます。

①100 人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの。

②その水道施設の日最大給水量が 20 m³を超えるもの。(ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地表又は地中に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。)

※**簡易専用水道**：水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもので、その水をいったん受水槽に溜めてから給水する水道で、受水槽の有効容量の合計が 10 m³を超えるものをいいます。

※**小水道**：水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体で、水道法で規定する水道事業及び水道用水供給事業の用に供する水道、専用水道並びに貯水槽水道以外のものをいいます。ただし、臨時に施設されたものは除きます。

①小水道事業：一般の需要に応じて、小水道により水を供給する事業及び当該事業を行うものに対してその用水を供給する事業をいいます。ただし、給水人口が 30 人未満である小水道によるものを除きます。

②専用小水道：寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の小水道その他小水道事業の用に供する小水道以外の小水道であつて、30人以上の者にその居住に必要な水を供給するものをいう。ただし、小水道事業の用に供する小水道から供給を受ける水のみを水源とするものを除きます。

③専用自家水道：学校、事務所、事業所等における自家用の小水道その他小水道事業の用に供する小水道以外の小水道であつて、30人以上の者にその飲用に必要な水を供給するものをいいます。ただし、小水道事業の用に供する小水道から供給を受ける水のみを水源とするものを除きます。

Ⅵ 第3次藤岡市環境基本計画（平成31年3月策定）

1 計画の概要

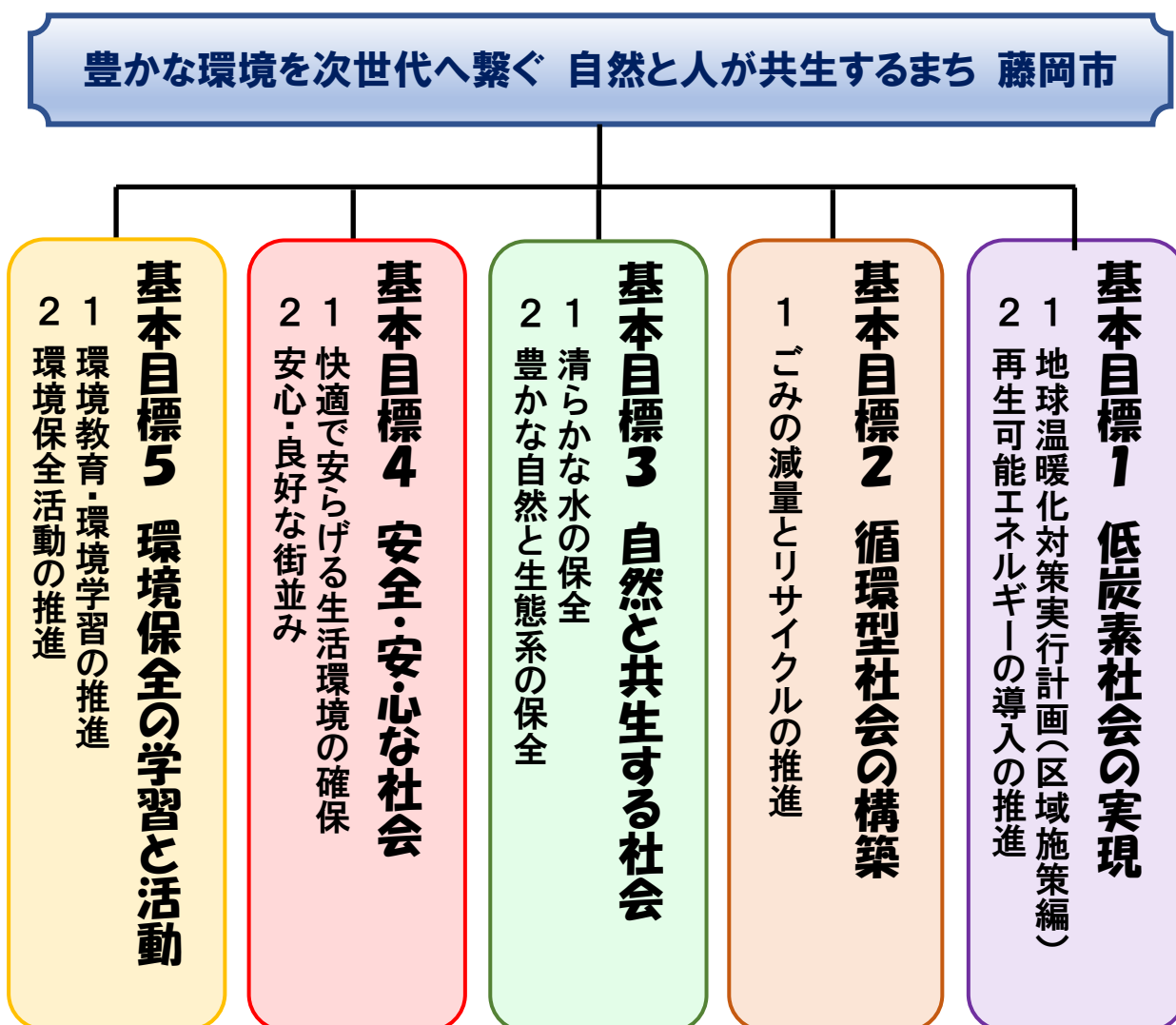
藤岡市環境基本計画は、藤岡市環境基本条例に示された基本理念に基づき、藤岡市の良好な環境を保全及び創造し、将来の世代も含めた市民が住みやすく、安全で快適に暮らしていくことのできるまちづくりを進めるための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

本計画は、国や県の上位の環境基本計画を踏まえながら、平成30年3月に策定した「第5次藤岡市総合計画」などとの整合性を図り、温室効果ガスの排出量を抑制し、次世代の子どもたちが安心して生活できる環境の実現に向けて、市民、事業者、行政が適切な役割分担と協力・協働に基づき、自主的かつ積極的に環境保全を推進するための指針となるものです。

2 計画期間と計画の見直し

平成31年3月に策定した現行計画（第3次計画）は平成31年度から令和10年度までの10年間を計画期間とし、5年毎に計画の見直しを行います。

3 望ましい環境像、5つの基本目標、基本施策



4 環境基本計画の目標指標

基本目標1 低炭素社会の実現

1 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

2028年度までに2016(平成28)年度比で市内の温室効果ガス総排出量を14%削減します。

(2) まちの低炭素化の推進

指標項目	単位	2016年度 (平成28年度)	2022年度 (令和4年度)	2027年度 (令和9年度)
		基準	中間目標	目標
市の温室効果ガス(二酸化炭素)排出量削減率	%	— (2013年度)	4.0 (2019年度)	14.0 (2024年度)

《資料：第3次藤岡市環境基本計画 24p より》

2 再生可能エネルギーの導入の推進

(1) 地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入

指標項目	単位	2016年度 (平成28年度)	2022年度 (令和4年度)	2027年度 (令和9年度)
		基準	中間目標	目標
再生可能エネルギー導入量(太陽光発電等)	万kwh	6,400	9,300	10,700

《資料：第3次藤岡市環境基本計画 28p より》

基本目標2 循環型社会の構築

1 ごみの減量とリサイクルの推進

(1) ごみの排出抑制とリサイクルの推進

指標項目	単位	2016年度 (平成28年度)	2022年度 (令和4年度)	2027年度 (令和9年度)
		基準	中間目標	目標
1人1日当たりごみ排出量	g/人・日	1,146.5	1,146.0	1,146.0
一般廃棄物の再生利用率	%	20.6	27.0	27.0

《資料：第3次藤岡市環境基本計画 33p より》

基本目標3 自然と共生する社会

2 豊かな自然と生態系の保全

(1) 森林の整備と活用

指標項目	単位	2016年度 (平成28年度)	2022年度 (令和4年度)	2027年度 (令和9年度)
		基準	中間目標	目標
素材生産量	m ³	5,485	8,800	10,000

《資料：第3次藤岡市環境基本計画 46p より》

(2) 緑と農地の保全

指 標 項 目	単位	2016 年度 (平成 28 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)
		基 準	中間目標	目 標
認定農業者数	人	145	135	135
農地所有適格法人数	法人	18	25	30
ほ場整備率	%	58	60	62

《資料：第3次藤岡市環境基本計画 47p より》

基本目標4 安全・安心な社会

1 快適で安らげる生活環境の確保

(1) 生活排水対策の推進

指 標 項 目	単位	2016 年度 (平成 28 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)
		基 準	中間目標	目 標
下水道の普及	%	32.1	34.8	37.0
下水道の接続率	%	73.3	80.0	85.0
合併処理浄化槽 の普及率	%	33.8	46.3	58.7

《資料：第3次藤岡市環境基本計画 55p より》

2 安心・良好な街並み

(1) 景観の保全

指 標 項 目	単位	2016 年度 (平成 28 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)
		基 準	中間目標	目 標
景観啓発活動	回	0	1	2
都市計画公園共用率	%	26.7	29.0	32.0

《資料：第3次藤岡市環境基本計画 60p より》

基本目標5 環境保全の学習と活動

2 環境保全活動の推進

(1) 環境保全のための取り組みの推進

指 標 項 目	単位	2016 年度 (平成 28 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)
		基 準	中間目標	目 標
環境保全協定 締結事業者数	事業者	37	50	60

《資料：第3次藤岡市環境基本計画 68p より》



令和元年度 環境事業概要
(平成 30 年度実績報告書)
令和 2 年 2 月発行
藤岡市役所 市民環境部 環境課